

## ■ 事例 ～社会保険労務士法人ハーモニー～

### 従業員一人一人の生き方、働き方に合わせて柔軟に働く事ができる体制作りを

厚生労働大臣から「子育て支援企業」の認定を受けている社会保険労務士法人ハーモニーの女性活躍への取り組みについて、代表の徳永康子氏に話を聞いた。

1997年に徳永社会保険労務士事務所として開業、2013年に社会保険労務士法人ハーモニーとして法人化。現在千葉県の幕張、東京都の汐留にオフィスを構えている。長期的な子育て支援への取り組みが認められ、プラチナくるみんマーク認定を取得。そのほか、厚生労働省「グッドキャリア企業アワード2018 インベーション賞」受賞、健康経営優良法人2020に認定されるなど、多方面から同法人の働きやすさが高く評価されている。



代表 徳永 康子

#### ハーモニーの女性活躍への取り組み

正社員は17名中女性9名、管理職4名のうち2名が女性。育児休暇からの復帰率は100%で、男性の育児休暇取得実績も5件あるなど、女性はもちろんのこと、男性も家庭と仕事を両立できる環境が整備されている。同法人内の女性活躍について、徳永氏は語る。

「例えば“短時間制社員制度”。労働時間を短くしつつも、その方の能力に応じた責任ある仕事を任せることができ、仕事のやりがいも感じていただきながら「仕事と家庭の両立」を実現できています。

また、上記に付随し、時間単位の年次有給休暇制度を希望に応じて取得可能にすることで、学校行事などのイベントに合わせた働き方もできるようになっています。

子供が熱を出したりすると急に休まなくてはなりません。急に誰かが休んでもその業務を変わる人がいるよう、必ず2人で共有しています。今日休むという電話連絡の時に、「あれとあれをお願い」と今日中にやらなくてはならない仕事も連絡してくるので、皆責任感があって凄いなあとと思います。

長い人生、家族のために働き方をセーブしなくてはならない時があります。それは誰でもあることで、その人のせいではありません。能力のある人がどんな時でもその力を発揮できる場所を提供したい、ただそれだけの想いで制度を作りました。その制度作りがちょうど、くるみんやプラチナくるみんの認定条件と合致していたので、認定を受けることができました。」

<社会保険労務士法人ハーモニー>

<https://www.sr-harmony.jp/>

【幕張オフィス】043-273-5980

〒261-8501 千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンD棟14階

#### 個性を生かしてハーモニーを

徳永氏に女性活躍への想いについて伺った。

「私が高校短大と在学していた際は女性だから社会的に弱いと思ったことは一度もありませんでしたが、社会に出たとたん男女差別の真ただ中に投げ入れられ、こんなに生きにくい社会なのかと感じました。

今では信じられないかもしれませんが、約50年前は、女性は家庭に入るのが当たり前でした。子育て後の中年以降になってからの再就職は特別の資格がないと無理だったため、社労士の資格にたどり着き事務所を設立し、仕事を必死で頑張ってきた経緯があります。

ハーモニーでは、男女関係なく、その仕事における長所を生かすことに注力しています。人は誰でも長所短所がありますが、長所を伸ばす事で短所も目立たなくなります。男女それぞれ、個性を生かして補い合うことで予想以上のハーモニーが生まれます。

ハーモニーは女性が多く、それぞれ活躍してくれているので嬉しい限りですが、現状に甘んじる事なく、もっと勉強して、もっと努力してお客様に喜ばれる仕事がしたいと言う社風を更にパワーアップしたいと思っています。」



▼「年に1回経営理念発表会を行っています。

発表後、全員でグループワークをします。皆の意見は前向きで素晴らしく、ああ、事務所をやってよかったと思える日です。」